

相模原市農業委員会第11回会議議事録

開 会 日 時 令和8年1月30日 午後1時35分

閉 会 日 時 令和8年1月30日 午後2時44分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (○印)

| | | | | | |
|---|--------|---|-------|---|-------|
| ① | 齋藤 孝之 | ⑧ | 西東 邦雄 | ⑮ | 高橋 三行 |
| ② | 築地原 優二 | ⑨ | 鈴木 輝彦 | ⑯ | 加藤 通一 |
| ③ | 阿部 健 | ⑩ | 菱山 喜章 | ⑰ | 檜島 真 |
| ④ | 黒木 竜郎 | ⑪ | 斉藤 嘉之 | ⑱ | 菊地原 靖 |
| ⑤ | 藤村 達人 | ⑫ | 木下 賢一 | ⑲ | 大塚 優子 |
| ⑥ | 渋谷 久夫 | ⑬ | 志村 佳男 | | |
| ⑦ | 山口 幸男 | ⑭ | 岸 義之 | | |

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 菊地原央 山下淳 清水正之 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席10番

議席12番

会議に付した事件

| 日程 | 番 号 | 件 名 |
|----|--------|---------------------------------|
| 1 | | 会務報告 |
| 2 | | 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告 |
| 3 | | 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告 |
| 4 | 議案第57号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 5 | 議案第58号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 6 | 議案第59号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 7 | 議案第60号 | 農用地利用集積等促進計画の要請について |
| 8 | 議案第61号 | 農用地利用集積等促進計画に係る意見について |
| 9 | 報告第60号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 10 | 報告第61号 | 農地所有適格法人の報告について |
| 11 | 報告第62号 | 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について |
| 12 | 報告第63号 | 非農地証明書の発行について |
| 13 | 報告第64号 | 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について |
| 14 | 報告第65号 | 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について |

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第11回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、10番菱山喜章委員、12番木下賢一委員を御指名いたします。

傍聴者はないようでございますので、これより日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

菊地原事務局長に報告をいたさせます。

事務局（菊地原事務局長）

それでは、令和7年12月25日から令和8年1月29日までの主な会務につきまして、御報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

1月21日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告2件となっております。

続きまして、市関係でございます。

12月25日、農業委員会第10回総会を行いまして、農業委員19名が出席しております。内容につきましては、農地法第4条の規定による許可申請についてほかでございます。

1月15日に本庁地区、1月16日に津久井地区の農地利用最適化推進委員連絡会地区部会を行いまして、15日は農業委員10名、農地利用最適化推進委員8名、16日は農業委員5名、農地利用最適化推進委員10名が出席しております。内容につきましては、令和7年度相模原市農業委員会委員視察についてほかでございます。

1月22日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

1月28日に旧相模原市区域、1月29日に旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町区域の相模原市地域計画に係る令和7年度第2回協議の場が行われまして、28日は農業委員4名、農地利用最適化推進委員3名、29日は農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名が出席しております。内容につきましては、地域計画の変更案についてほかでございます。

続きまして、その他でございます。

1月22日、大山丹沢山系鳥獣等問題市町村議員連絡協議会研修会が行われまして、阿部会長の代理として、私が出席しております。内容につきましては、有害鳥獣対策についてほかでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

5番（藤村委員）

最後の研修会ですけど、ポイントだけ教えてください。

事務局（菊地原事務局長）

県の有害鳥獣の担当の専門家の方が講師となりまして、研修が行われました。現在の県内の有害鳥獣の状況、それから、どのような対策をやっているか、あるいは有害鳥獣

の対策グッズみたいなものもいろいろ売られてはいるんですけども、こういうものはなかなか有効ではないとか、そういった情報提供がされたものです。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

日程3 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

議長（阿部会長）

続きまして、日程2「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」、日程3「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」を一括して行います。

事務局に報告いたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、1月15日に開催されました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を御報告申し上げます。別途配付されております報告資料を御覧いただきたいと思っております。

議題（1）について、頻発する林野火災に対応する火災予防条例の改正に当たりまして、林野火災に関する警報、注意報の取扱いが始まることにより、対象区域で屋外における火の使用の制限について、消防局予防課長より説明がありました。

また、議題（4）につきまして、区ごとに遊休農地の解消に向けた候補地の選定等について、意見交換を行いました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

続きまして、1月16日に開催されました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を御報告申し上げます。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（2）につきまして、頻発する林野火災に対応する火災予防条例の改正に当たり、林野火災に関する警報、注意報の取扱いが始まることにより、対象区域で屋外における火の使用の制限について、消防局予防課長より説明がありました。また、田の防虫を目的とした野焼きなどについて質問がありました。

議題（4）について、地区ごとに遊休農地の解消に向けた候補地の選定等について意見交換を行いました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、以上で農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告及び農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

日程4 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第57号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1012は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和8年1月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の1件について説明いたします。2ページを御覧ください。

收受番号3-1012は、中央区淵野辺に住む譲受人が、岐阜県各務原市に住む譲渡人の農地を、経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、長竹の畑、1筆579㎡です。今後の作付は、果樹を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件につきましては、経営農地2筆3,077㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が150日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、過日、現地調査をしていただきました地区担当委員さんに、補足説明や御意見を伺いたいと思います。

津久井地区担当、菊地原靖委員、お願いします。

18番（菊地原委員）

1月16日に、長谷川推進委員と現地調査を行いました。この地図と写真を見てもらうと分かると思いますが、恐らく、今まで、長い間、農地として耕作されていなかったんですね。それを今回、耕作するという事なので、木や雑草を伐採して、進入路もきちんと整備して耕作できるようにしたという状況になっておりました。地図の右端、地番でいうと2678-2が食い込んでいるんですけども、これは墓地です。墓地があるために、ここだけ食い込んで、土地がいびつな形になっております。これから農地としてきちんと利用されるということですので、問題ないと思われまます。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第57号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第57号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第58号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1004から4-1005は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和8年1月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号4-1004は、申請人が所有する小淵の農地、1筆84㎡を通路及び水道管の埋設地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、申請人が所有する当該申請地の西側隣接農地の中央付近を横切って、申請人の兄弟である南側隣接住宅への通路があり、その通路の地下に埋設されている水道管の更新に伴い、将来的な土地利用を考え、東側に通路及び地下埋設の水道管を移設するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、東側は既設の擁壁を利用、それ以外は土留めフェンスを設置し、雨水は砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。なお、申請地は用途地域が指定されており、第一種住居地域です。申請地はJR中央本線藤野駅の北北西約60mです。

続きまして、收受番号4-1005は、申請人が所有する川尻の農地、4筆2,770㎡を仮設駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請地に近接する場所でカタクリの里事業を毎年行っており、来園者用の仮設駐車場として一時転用するための申請で、一時転用の期間は令和8年6月15日までの約5か月間、駐車場としての利用期間は3月10日から5月15日までで、その後、6月15日までに農地に復元します。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化として単管パイプ柵を設置し、雨水は敷地内浸透とする計画です。申請地は広田小学校の南西約370mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、過日、地区担当委員さんに現地調査をしていただいております。補足説明や御意見を伺いたいと思います。

收受番号4-1004については、藤野地区担当、檜島真委員、お願いします。

17番（檜島委員）

21日に守屋推進委員と一緒に現地を見てきました。先ほどのスライドを見ていただいてもわかるとおり、とても農地として活用できるようなところではなく、傾斜がすごく厳しい。南側に兄弟の家が2軒あるんですけども、真ん中のところに水道管が通っ

ております。将来的にこの土地をどういう形にするかは所有者の想いだとは思いますが、現行、真ん中に水道管が入っているのは、とても後の活用ができないということで、この図面からすると、東側の端に水道管を移設するという形になります。先ほど話したように、周りは家、北側は道路、斜面はきつい、すぐに農地として活用するのは、なかなか難しいのかなとは思っております。歩道を設けるような形で水道管の上を南側2軒の人が通行できるようにするという事です。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号4-1005については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

8番（西東委員）

先日の25日に現地確認をしてきました。事務局の説明のとおり、近くには適当な駐車場もなく、本人所有の農地を一時転用して確保したいということのようです。やむを得ないことかと思えますけれども、やはりあくまでも農地ですので、事業終了後には、しっかりと農地に戻すように、事務局としても指導されるようお願いしたいと思えます。

以上です。

議長（阿部会長）

事務局、補足説明はありますか。

事務局（山下所長）

仮設駐車場として使い終わった後、6月15日までに農地に復元するという事です。所有者に許可書を渡す際に、カボチャやマクワウリの収量が上がるよう耕作するように、強く指導してまいりたいと考えております。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

7番（山口委員）

1点確認ですけど、4-1005について、毎年出ていると思うんですが、例えば去年とか一昨年の場合、農地に戻した後の耕作の実績というのはどうだったんでしょうか。

事務局（山下所長）

今回の申請にあたり改めて確認をいたしました。カボチャを耕作していたようですが、農地の端のほうで耕作していた状況ですので、それを踏まえまして、改めて指導してまいりたいと思えます。

15番（高橋委員）

今、山口委員から言われたように、本当に毎年申請が出ている場所になります。それで、我々の審査がだんだん甘くなっているのではないかと考えます。だから、この辺でもう少しきつく言わないといけない。カボチャを植えるとか、マクワウリをやるとありますが、では、その収量はどうか、あるいは作っているところの写真を見せてくださいとか、そういう指導をしていかないといけないと思えます。もっと審査を厳しくしていただくように、お互いに言っていく、そうでないと農業の畑を守るなんて、なくなってしまうものね。その辺、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

事務局、説明ありますか。

事務局（山下所長）

高橋委員、ありがとうございます。

何しろ収量を上げるということと、お話のございましたように、耕作して実ったところや収穫しているところの写真を提出させるなど、事務局として検討してまいります。

事務局（菊地原事務局長）

追加で少し説明させていただきたいと思います。この場所は、恐らく今後も毎年続くことになると思います。御指摘いただきましたように、やはり、しっかり農地として復元していただくことが必要となりますので、総会でもこういう御意見をいただいたということを地権者にもお伝えした上で、しっかり指導していきたいと思います。

15番（高橋委員）

よろしくをお願いします。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第58号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第58号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程6議案第59号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-20から5-22及び5-1044から5-1047は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-20については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聞くものとする。令和8年1月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページから8ページを御覧ください。

收受番号5-20は、譲受人の有限会社神津土地が、譲渡人が所有する田名の農地、1筆5,406㎡の所有権移転を受け、貸し資材置場及び貸し駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産賃貸業を営んでおり、市内の建設業者からの要望により、新たに貸し資材置場及び貸し駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、安全鋼板を設置し、雨水については、碎石敷き及び雨水浸透トレンチによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名つゆ草公園の南東約110mです。

続きまして、收受番号5-21は、譲受人の株式会社ハウスリーフが、譲渡人が所有する新磯野の農地、2筆409㎡の所有権移転を受け、貸し資材置場及び貸し駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、近隣の建設業者からの要望により、新たに貸し資材置場及び貸し駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、南側に土留め鋼板を設置し、東側住宅地については、既設ブロック3段積みを利用する計画です。雨水については、砂利敷き及び雨水浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立若草中学校の南西約160mです。

続きまして、收受番号5-22は、借受人の株式会社協立設備が、貸出人が所有する上九沢の農地、1筆667㎡に賃借権を設定し、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業を営んでおり、現在、賃借により使用中の資材置場が契約満了により返却するため、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確

化と、土留め策として、車両等出入口を除き土留め鋼板を設置し、北側は既設ブロック2段から3段積みを利用する計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立大沢保育園の北約40mです。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の4件について説明いたします。

收受番号5-1044は、譲受人の株式会社悦企画が、譲渡人が所有する緑区青根の農地、2筆1,152㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産及び建築業を営んでおり、事業規模拡大により建築資材のストック場所が不足することから、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北側は既設の土留め鋼板を利用し、それ以外も車両等出入口を除き、土留め鋼板を設置し、雨水は砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は国民健康保険青根診療所の北約40mです。

続きまして、收受番号5-1045は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区青野原の農地、3筆367㎡の所有権移転を受け、自己住宅を建築するための転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、親所有の住宅で両親と同居しているが、婚姻に伴い自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、隣接住宅との境界は既設のRC擁壁及び石積みを利用、それ以外は車両等出入口を除き、コンクリートブロック1段から2段積みを設置し、雨水は浸透ますによる敷地内浸透、汚水は高度処理型合併浄化槽により処理する計画です。申請地は青和学園義務教育学校の北西約140mです。

続きまして、收受番号5-1046は、借受人が、貸出人が所有する緑区吉野の農地、1筆266㎡の使用貸借権を設定し、犬の運動場及び駐車場として転用するための申請です。なお、貸出人は借受人の父親になります。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、犬の訓練士として10頭程度の犬を預かり、自宅にて服従訓練などのしつけやショーマナー習得などの調教、リハビリをしているが、手狭なため、自宅隣地を犬の運動場及び1台の駐車場とするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、西側は自宅の既設の石垣を利用、それ以外はコンクリートブロック3段積みまたはRC擁壁として、その上に1.6mの目隠しフェンスを設置、雨水は土のままの状態です。敷地内浸透とする計画です。なお、申請地は用途地域が指定されており、第一種中高層住居専用地域です。申請地はふじのこども園の南東約500mです。

続きまして、收受番号5-1047は、譲受人の株式会社スマートパワーシステムが、譲渡人が所有する緑区青野原の農地、2筆1,217㎡の所有権移転を受け、太陽光発電設備を設置するための転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、新たに太陽光発電設備を設置

するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め鋼板及び1.5mのフェンスで周囲を囲み、雨水は敷地内浸透とする計画です。申請地は国民健康保険青野原診療所の北西約200mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さんに、過日、現地調査をしていただいています。補足説明、御意見がございましたら、お願いします。

收受番号5-20について、中央区担当、木下賢一委員、お願いいたします。

12番（木下委員）

1月20日午後、中島幸平推進委員と現地調査に伺ってきました。周辺道路もよく整備されていまして、資材置場並びに駐車場になるには特に問題はないと思われましたので、御審議よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-21について、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いします。

11番（斉藤委員）

1月25日に推進委員さんと現地調査へ行ってきました。航空写真が分かると思うんですが、片方は遊歩道、横浜水道の道があって、あとは両サイド、公道ばかりのところの農地ですが、売買はやむを得ないと思います。御審議お願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-22について、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

7番（山口委員）

1月22日に小俣推進委員と一緒に現地を確認してきました。現地は境等もしっかりしていまして、申請のとおりであれば問題ないと思います。ただ、この申請の中身を見てもみますと、土砂置場や碎石置場も設けるようで、南側の境が土留め鋼板で高さ40cmです。何年か前に大沢地区で、30cmの波板のはずが、実際には2mの万能鋼板を立てられて、隣の畑にトラクターが入っていけなくなったという事例がありまして、同じことが起こるのではないかと懸念される場所です。地図上ですと北側が畑のようなマークになっていますけど、北側にも保育園がありまして、その保育園の園地なんです。フェンス等を立てるんだったら、そちら側に立ててもらったほうが影響は少ないかなと。今回、書類上は問題ないと思いますので、許可はされると思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1044、1045、1047について、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

10番（菱山委員）

1月18日に、柳川推進委員と一緒に現地調査へ行ってきました。1044ですが、写真を見ると、境界の境になっているようなつい立てがありますね。その下側が何年か前に資材置場に転用されて、その上段になっていますので、そこは新規就農者が借りていたんですけど、獣が頻繁に出て耕作しなくなったので、資材置場になるのは致し方ないと思いますので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

続きまして1045ですけど、同じく18日に、柳川推進委員と行ってまいりました。

ここは事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

5-1047ですが、青野原の特徴ですけど、細長い畑で、工事がなかなか、太陽光をやるにも大変ではないかなとは思いますが、青野原自体がもう結構、太陽光になっていますので、ある程度は致し方ないかなとは思いますが。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1046について、藤野地区担当、檜島真委員、お願ひします。

17番（檜島委員）

図面で見えて分かるように、北側、南側が道路になっています。申請地は申請者の父親の土地であり、西側部分は自宅になります。東側の部分は他人の畑があるんですが、そこには迷惑をかけないような状態になっていると思います。家で犬の飼育、教育という職業をしていて、手狭になっているので、畑の部分を訓練場として使用する、こういうケースはあまり聞いたこともないので、その辺のところは、今後、見ていかなければいけないのかなど。ただ、周りにはしっかりとフェンスを設置するということですので、迷惑はかけないような形で取り扱うようになるのかなとは思いますが。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（阿部会長）

ここで事務局、5-22について、補足説明があったらお願ひします。

事務局（武信総括副主幹）

5-22につきまして、御指摘があった、まずは資材についてですけれども、借受人は、現在借りているところを契約満了により返却してしまうということで、資材については、頻繁にこの場所に出し入れしに行くものではなく、置く量もかなり少ないという話を伺っております。

鋼板につきましても、土留め鋼板で大丈夫なのかという話はしたんですけれども、取りあえずはそれで問題ないと代理人から話を聞いております。

幼稚園や保育園のところですけども、12ページの案内図を見ていただきますと、市立大沢保育園につきましては、この道路は、園児の散歩道であったり、通園するときここを歩いたりする可能性もありまして、かなり幅員も狭いことから、市の保育課の担当に、借受人である業者と、使用頻度とか、どんなものをどのぐらい置くのか、そういった話を電話でさせた上で、申請書には相模原市長名で農地転用に対する同意書を添付させていただいている場所になります。

大沢幼稚園につきましては、図面で見るとおり、メインとなる入り口の道路というのは、駐車場につきましても、園につきましても反対側になっていますので、同意書の添付までは取っていない形になっております。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番（加藤委員）

今の大沢保育園のクランクって、曲がれるんですか。行ったことがあるんですけども、結構厳しいのではないかなと。どのくらいの車で入るのか分からないんですけど、そこがちょっと疑問だなというのと、もう一回、市長名で何を出すと言ったんですか。

事務局（武信総括副主幹）

ここを資材置場にするのに対して、隣接ではないんですけども、市立大沢保育園の同意を得ているということをして市長名で印鑑をもらって、同意書をつけています。

16番（加藤委員）

保育課が確認して、最終的にそこを転用して資材置場にするのに関して、市長は問題ないですよという同意書ですか。

事務局（武信総括副主幹）

隣地同意書ということで同意書を得ています。

16番（加藤委員）

クランクについては？

事務局（武信総括副主幹）

こちらにつきましては普通車が何とか通れるぐらいの幅員となっておりますので、大型のダンプみたいなもので、ここに入出入りするということはないと聞いております。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第59号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手多数

議長（阿部会長）

挙手多数。

よって日程6議案第59号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第60号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程7議案第60号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第60号 農用地利用集積等促進計画の要請について。別紙農用地利用集積等促進計画に定める事項整理番号7-1038から7-1047は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、当該事項を示して農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することとする。令和8年1月30日提出。相模原市農業委員会会長。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画を定めるよう、農地中間管理機構へ要請する議案となります。

それでは、津久井事務所管内の10件について説明いたしますので、10ページから15ページを御覧ください。

整理番号7-1038から7-1046は、経営規模拡大のため、新たに貸借の権利を設定するものです。案内図は22ページから26ページを御覧ください。契約期間は21年10か月、件数は9件、21筆面積は19,236㎡です。

続きまして、整理番号7-1047は、経営規模拡大のため、新たに貸借の権利を設定するものです。案内図は28ページを御覧ください。契約期間は10か月、件数は1件、1筆面積は774㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第60号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第60号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第61号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程8議案第61号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、16ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第61号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号7-227から7-240及び7-1029から7-1031は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和8年1月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17ページから19ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて権利を設定するための農用地利用集積等促進計画の案に対し、求めに応じ、意見するものです。

本庁管内の14件について説明いたします。

整理番号7-227から7-231は、貸借の権利を設定するもので、合計5件、6筆5,606㎡です。このうち、耕作者の変更を伴うものは、7-227、7-230、7-231となります。

続いて、整理番号7-232から7-240は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計9件、14筆11,605㎡です。新規分の案内図は29ページから40ページを御覧ください。

契約期間について、7-230は従前の貸借期間を引継ぎ1年10か月、それ以外はいずれも3年10か月となっています。

法第18条第5項に規定する認可要件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。

第2号ロ常時従事要件について、それぞれ150日以上で要件を満たしております。

第3号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっており、7-240の借受人が審査対象者です。

第3号イ適切な役割分担要件について、地域での話し合い活動への参加など、役割分担の計画が示されています。

第3号ロ役員1人以上の常時従事要件について、代表取締役が150日の農業従事見込みとなっており、要件を満たしております。

以上のことから、認可要件第2号及び第3号を満たすものと判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の3件について説明いたします。

整理番号7-1029から7-1031は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計3件、19筆5,887.49㎡です。案内図は42ページから48ページを御覧ください。

さい。契約期間は7-1029が3年10か月で、7-1030及び7-1031が4年10か月となっています。利用目的は、いずれも露地野菜の栽培です。

法第18条第5項に規定する認可要件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、経営農地は適切に管理されております。

第2号ロ常時従事要件について、それぞれ150日以上で要件を満たしております。

第3号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められないものである場合に審査するものとなっており、今回は審査対象者はありません。

以上のことから、認可要件第2号を満たすものと判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番（藤村委員）

複数の質問があるんですけど、1つは7-233の方、それから、その次のページの7-1029の方、それから、7-1031の方、これはどういう経歴というか、どんな形で農業をされるかというのは分かっているのでしょうか。

事務局（武信総括副主幹）

7-233につきましては、平成28年に新規就農された方になりまして、当麻の認定農業者さんの下で研修をした方になっております。この方自身は精米機を販売する法人の代表取締役になっておりまして、自分でもお米を作るということで、今回入ってまいりました。

以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、7-1029の方ですが、本農業委員会において、令和7年9月に新規就農者認定した方として、栃木県の益子町の認定農業者の下で約14か月、農業研修を行った方になります。今回の権利設定農地においては、大豆、タマネギ、サツマイモ、カボチャ等を栽培する予定と聞いております。

次に、7-1031の方ですが、本農業委員会が令和7年4月22日に新規就農者認定した方として、7-1029の方と一緒に、栃木県の益子町の認定農業者の下で24か月、農業研修を行った方として、津久井在来大豆、ムクナマメ、ニンニクを栽培する予定と聞いております。

以上でございます。

5番（藤村委員）

7-1029、7-1031、この方たちの住所が、特に1031は都内ということで、それからもう一つ聞きたいのは、7-1030の方は5,000㎡やられているということですがけれども、この方も遠隔地なので、こういった方がどういう形で営農されるのかというのをちょっと聞いておきたいんです。やられることはありがたいんですけど、実際に本当にやられるのかどうかというのが、可能かどうか。

事務局（山下所長）

まず、7-1029と7-1031のお二人、栃木県益子町と本市の寸沢嵐で農業経営しているいろは農園の下で農業研修を行っており、いろは農園の拠点のある寸沢嵐に

近い場所を選んだと聞いております。いろは農園系の農業者の方と収穫等の際には連携し、通って栽培を行うと聞いております。

7-1030の方は、経営規模拡大ということで、今回、新たに貸借の権利を設定して耕作地を増やしていくと聞いております。

以上です。

5番（藤村委員）

最初に話していただいた2名の方は、津久井地区に彼らを含めた拠点があって、そこへ通いながら十分できると。

その後の既にやられている方は、これも結構大変な距離を通わなければならないですけど、青野原でやられているということですが、良好にやられているということでしょうか。

事務局（山下所長）

いずれの方も通ってしっかりと耕作すると確認しています。また、7-1030の方の青野原の経営農地は適切に管理していることを確認しています。

以上です。

18番（菊地原委員）

7-1031の方、地図を見てももらえれば分かりますが、この土地の南側は等高線が急に入っており、山になっています。串川沿いの両岸、河岸段丘の底地に当たる部分で、南側が急傾斜の山で、日当たりがとても悪いはずですが、畑を借りて少し頑張ってみようということで、それは応援したいんですけども、この土地でそれなりに作物ができるのかどうなのかと非常に心配です。

事務局（山下所長）

私も現地を見に行きまして、南側に山があり、影になりやすい土地でした。本人も承知しており、大豆、ムクナマメ、ニンニクをしっかりと育てるということでした。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

18番（菊地原委員）

はい、分かりました。

15番（高橋委員）

5-1031、これだけやって、新規就農で売り先というのはしっかりと考えてやられているんでしょうか。

事務局（山下所長）

プロレスや格闘技をしている方でして、大豆やムクナ豆をプロテイン系に加工して、競技スポーツ大会の会場、スポーツクラブ、道場、ネットで販売すると聞いております。

以上です。

15番（高橋委員）

ありがとうございました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第61号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第61号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 報告第60号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程10 報告第61号 農地所有適格法人の報告について

日程11 報告第62号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利
用状況の報告について

日程12 報告第63号 非農地証明書の発行について

日程13 報告第64号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告
について

日程14 報告第65号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告につ
いて

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

まず初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

ありません。

議長（阿部会長）

ないとのことでございますが、委員の皆様からありましたら、お願いいたします。

5番（藤村委員）

何点かあるんですが、1つは38ページ、法人からの報告書について収穫量が上がらなかったと残念な話を書いてあるんですが、これはどんな様子に分かりますか。

事務局（山下所長）

生産数量について、5730番では50kgとれましたが、5731、5729、5660、5627の4筆は、備考に書いてあるとおり、獣害や生育不良で収穫が一切できなかったということです。今後、獣害に遭わないように、電気柵等の対策を行っていきたいと聞いております。

以上です。

5番（藤村委員）

せっかくこういう方が入ってきて、頑張っていたきたいところですけど、こういう形で、下手すると、やめたと言って逃げ出すのも悲しい話になるわけで、何らかの形で、お手伝いというか、防護柵はこうやって作るんだよみたいな周りの農家さんからのアド

バイスとか、そんな形の交流があれば、牧野ですから、鳥獣が出るのは当然です。そうすると、あらかじめ何かやっておかないとこういうことになってしまうわけで、そこはどうかできないでしょうか。

事務局（山下所長）

緑区役所の区政策課で、電気柵や鳥獣害の被害対策の補助等があると思いますので、そちらを案内するなど、事務局からも声をかけていきたいと考えております。

5番（藤村委員）

想像するに、農協とかにも入っていないとか、そういった支援のネットワークから外れている可能性もあるではないですか、どうですか。

事務局（山下所長）

その辺りも含めまして、事業者とコンタクトをとって話をしていきたいと思います。以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

5番（藤村委員）

この件は結構です。
ほかの件も伺います。

議長（阿部会長）

はい、どうぞ。

5番（藤村委員）

相続の件で、いろいろあるんですけども、例えば45ページの方なんかは、長竹の農用地を藤沢市の方が引き継いだけれども、あっせんはしなくていいと。それから、その上の44ページの67番もそうですね、農用地を引き継いで、この方は地元の方だから何とかするんでしょうけど、1008の方なんかは本当にやってくれるのかなとか、それから、1010は愛川町の方だからやるんでしょうかね。でも、あっせんもないということなので、この辺はどういうふうに引継ぎができているんでしょうか。

事務局（山下所長）

届けを出していただく際に確認をしております、いずれも本人または家族が通って耕作するというので、あっせんは希望しないという意思を確認しております。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。
ほかにございませんか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程9報告第60号から日程14報告第65号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第12回総会は、令和8年2月27日金曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は産業会館4階特別会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第11回総会を終了いたします。